特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、市内に居住する20歳以上60歳未満の方を被保険者として管理し、国民年金に係る事務を、日本年金機構と協力して行う。資格等異動に関する事務や国民年金保険料の免除申請に係る事務を行う。具体的には、以下の業務を行っている。 1. 国民年金被保険者の資格等異動に関する届出の受理・報告 2. 基礎年金受給に関する裁定請求の受理・報告 3. 保険料免除・学生納付特例申請の受理・報告 4. 日本年金機構への所得情報の提供
③システムの名称	・Acrocity国民年金 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
・国民年金システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表46の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施しない 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年5月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年5月31日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 う重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「価書又は全項目評価書において、」	及び全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	ウシステムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	〇]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去					
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. J	手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	業の面か	ら講じ、宛名シスラ	ムやその他の	り業務	、手を防止するための措置を、システム面、人手による作 8システムにおいても、記録されている特定個人情報のう 担当者がアクセスできないようにアクセス制御をおこなっ

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を写	尾施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスクへの対策 すかれるリスクへの対策 システムを通じて目的タシステムを通じて不正な	限との紐付けが行われるリスクへの対クへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	許可を得た媒体のみ使用可能	能となるよう業務端末上 を行うルールを周知徹底	る書棚等に保管することを徹底してま制御を行っている。また、使用する場 制御を行っている。また、使用する場 とした対策を講じていることから、特定 考える。	合は、暗号

変更箇所

久人四	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	宮原 孝文	田之上 和美	事後	平成28年4月1日付人事異動 のため
平成29年4月1日	Ⅰ-1-③システム名称	•Acrocity国民年金	・Acrocity国民年金 ・中間サーバー	事後	中間サーバー、MICJET番号 連携サーバーの追加
平成29年4月1日	Ⅱ-1 対象者数 いつ時点の 計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職	田之上 和美	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和4年1月17日	全体			事後	評価の再実施
令和7年8月29日	I-3法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第 9条第1項及び別表第一の31の項	番号法別表46の項	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和4年1月17日	令和7年5月31日	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和4年1月17日	令和7年5月31日	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	